

名古屋大学(東山) 地域連携グローバル人材育成拠点施設 整備等事業

入札説明書等に関する質問回答書（２回目）等

- 「入札説明書等に関する質問回答書（２回目）」は、２０１９年５月２７日（月）から５月２８日（火）に受け付けた、名古屋大学（東山）地域連携グローバル人材育成拠点施設整備等事業の入札説明書等に関する質問を、対象資料の項目順に整理し、その回答を記載したものです。なお、質問の内容は、質問者の記載のとおりとしていますが、記載位置については、大学で整理（訂正）していますので注意してください。

< 総 括 >

対 象 書 類 名	質問数
入 札 説 明 書	4
様 式 集	5
要 求 水 準 書	30
要 求 水 準 書 別 表	10
落 札 者 決 定 基 準	0
基 本 協 定 書 (案)	0
事 業 契 約 書 (案)	1
そ の 他	1
合 計	51

- なお、「入札説明書等に関する質問回答書（２回目）」の後に「要求水準書及び要求水準書 別表の変更事項」についても掲載していますので、合わせて留意してください。

２０１９年６月２１日
国立大学法人 名古屋大学

入札説明書等に関する質問回答書（2回目）

< ① 入札説明書に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
1	割賦債権の確定時期	38	別紙	2	(1)	2)				施設整備費相当は「第一期整備分、第二期整備分のすべてを含む」と定義されております。割賦元本の基準金利は、第一期整備分の引渡し日（2023年2月28日）の2銀行営業日前とありますので、第一期整備分の引渡し日に割賦債権の全額が確定する、との理解でよろしいでしょうか。	割賦債権は確定しません。第二期整備分は未着工・引渡前の状況であるため、当該金額については予定額となります。
2	第二期整備分の施設整備費相当の変更による割賦債権の変更	38	別紙	2	(1)	2)				第一期整備分の引渡し後（割賦債権の確定後）に、何らかの理由で大学と事業者の協議により第二期の施設整備費の増減が生じた場合は、割賦債権額についても変更していただく、との理解でよろしいでしょうか。	割賦債権の取り扱いについてはNo.1の回答のとおりで、第一期整備分の引渡し時に確定するものではありません。第二期整備分の施設整備費に影響を与える事由が生じた場合には、大学と事業者により協議を行います。
3	寄付施設 A、B、C の施設整備費の算出方法	39	別紙	2	(2)	1)	①			1 回目質問 No. 60 で、寄付施設の施設整備費相当額は「大学が示す係数をかけた金額を算出頂く」と回答いただきました。これは例えば寄付施設 A は教育研究棟の建設費×10%、寄付施設 B は教育研究棟の建設費×7%、との理解でよろしいでしょうか。また、係数は、「質問回答書（第2回）の公表時まで公表」する、とご回答いただきましたが、金融機関との協議に影響があるものと思料いたしますので、なるべく早めに公表いただけませんか。	寄付施設の施設整備費相当額は、入札説明書 P37 にある「施設費相当（施設整備業務）ア～オ」の3.5%とします。なお、係数については、現段階の暫定値であり、事業契約締結時には確定します。（但し、最低水準として3%以上確保することを想定しています。）
4	寄付施設 A、B、C の施設整備費の確定時期	39	別紙	2	(2)	1)	①			1 回目質問 No. 60 でご回答いただいた寄付施設の施設整備費相当額は、入札金額にもとづいて事業契約締結時には確定するものとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、確定する時期をご教示ください。	お見込みのとおりです。

＜ ② 様式集に関する質問 ＞

番号	質問項目	頁	章	様式	1	(1)	1)	①	7	質問内容	回答
5	要求水準に関する誓約書	57		27						「住所又は所在地、商号又は名称、代表者氏名」の欄は、様式23「入札書」の記載と同様に、入札参加グループの場合、「グループ名、代表企業の所在地、商号又は名称、代表者氏名」を記載することによってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	資金調達、収支計画	61		31						本様式には民間付帯施設事業についての記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	入札金額内訳書 (施設整備費相当の内訳書)	65		35						質問回答書(1回目)No.109に「なお、按分の対象となる範囲や項目、按分の割合、按分結果を明示してください。」とございますが、提案書提出後、範囲・項目・割合・按分結果が変更になる場合はございますでしょうか。基本的には、合理的、一般的、根拠だったものであれば、原則認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	按分で原則認める範囲についてはお見込みのとおりです。提案書の提出後、ご提案の内容により、大学より按分の範囲について確認や協議を求められる場合があります。
8	入札金額内訳書 (維持管理費相当の内訳書)	67		37						維持管理費については、第一期・第二期と分けて記載する必要がありますが、その按分は、一期・二期の整備内容に合わせて事業者の考えによって按分する事で宜しいのでしょうか。 (外構の整備は、第二期整備ですが、植栽や外構清掃は、2023年10月1日～で宜しいのでしょうか。)	事業者の考えによるものではなく、第一期・第二期の整備内容・範囲に合わせて、維持管理費用を計上して下さい。
9	維持管理費相当の内訳書	67		37						様式37について、合計欄が第一期分と第二期分となっていますが、「ア 建物保守管理費用」と「イ 建築設備保守管理費用」についても、第一期分と第二期分を追加し、それぞれ第二期分は「0」と記入して合計欄を足し算すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

＜ ③ 要求水準書に関する質問 ＞

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問内容	回答
10	ゼロエナジーオリエンテッド	4	1	1	(4)					「Ⅲ.ゼロエナジーオリエンテッドなキャンパスを促進するサステナブル建築の実現」とありますが、本施設においてゼロエナジーオリエンテッドは必須事項でしょうか。	本施設において「ゼロエナジーオリエンテッド」は目指すべきものとして位置づけしております。要求水準書としては、CASBEE 名古屋の A クラス以上が必須事項となります。それ以上は事業者の提案によるものと考えています。
11	BCP	4	1	1	(4)					「Ⅲ.(3) ①レジリエントなインフラ供給体制を構築し、事業継続性(BCP)を保った施設とすること。」とありますが、本施設でエネルギーや水資源を自立供給する日数は何日程度とお考えでしょうか。	本施設においては、エネルギーや水資源の自立供給が可能な日数の指定はありません。要求水準書にて求める各種ライフラインの容量等に対し、事業者が考える事業継続性(BCP)を保つための提案を求めます。
12	グリーン購入法	6	1	2	(5)	31)				①変圧器②空調機等グリーン購入法適合品以外から選定してもよろしいでしょうか。	グリーン購入法適合品対象機器より選定とします。
13	既存建物等の解体撤去業務	12	1	2	(9)	1)	④			1 回目質問回答において、解体設計が必要とのことですが、内訳書は不要と考えてよろしいでしょうか。	数量及び内訳書の提出は求めません。
14	屋上防水	19	2	1	(4)	4)	⑤			「屋上防水は原則アスファルト系防水」とありますが、名古屋大学内の他施設でも実績のある塗膜防水同等で計画してもよろしいでしょうか。	原則アスファルト系防水としますが、同等以上の性能であればよいものとします。なお、名古屋大学内の他施設において塗膜防水は、庇、塔屋等以外の一般部分では採用しておりません。
15	設備機器設置場所	21	2	1	(6)	1)	⑨			「各種設備機器の設置場所は・・・原則として屋内設置とする。」とありますが、屋外仕様のあるものについては屋外設置してもよろしいでしょうか。	原則、屋内設置としますが、機器の搬出入や意匠上の配慮等が十分になされる場合は、屋外設置の提案も可能とします。但し、受変電設備、自家発電設備は、屋内設置が必須とします。
16	屋外電源盤仕様	21	2	1	(6)	3)	①	キ		屋外電源盤の SUS 化とありますが、耐塩塗装程度としてもよろしいでしょうか。	公共建築工事標準仕様書の仕様とします。なお、プルボックスは、要求水準書のとおり、ステンレス製とします。
17	ケーブルラック	22	2	1	(6)	3)	②	ケ		実験盤二次側のケーブルラックは別途とし、後設置可能な準備までとしてもよろしいでしょうか。	本事業整備範囲内とします。但し、パンチングメタルの設置は必須とせず、事業者による提案とします。
18	コンデンサ	24	2	1	(6)	3)	③	ウ		コンデンサ設置とありますが、受変電設備側に設置とし、動力盤は設置なしとしてよろしいでしょうか。	動力盤の低圧コンデンサ設置は不要とします。なお、受変電設備の高圧コンデンサ設置の必要もありません。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問内容	回答
19	受変電室	24	2	1	(6)	3)	⑤	エ		受変電室は屋内とありますが、屋外に設置してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、屋内設置とします。
20	変圧器容量	24	2	1	(6)	3)	⑤	カ		変圧器容量 1φ・3Φ200kVAとありますが、別表の要求容量から試算し下記のように考えてよろしいでしょうか。 一般動力 200kVA×3⇒300kVA×2 実験電灯 200kVA×3 実験動力 200kVA5⇒500kVA×2	よろしい。
21	既存エネルギー棟からの配管	24	2	1	(6)	3)	⑤	イ		既存エネルギー棟からの配管及び高圧耐火 2 回線及び遮断器 (VCB) 2 台は別途としてもよろしいでしょうか。	本事業整備範囲内とします。
22	キュービクル	25	2	1	(6)	3)	⑤	シ	a	薄型キュービクルではなく汎用キュービクルとしてもよろしいでしょうか。	よろしい。但し、将来の増設も含めたスペースの余裕を見越した計画としてください。
23	自家発電設備	26	2	1	(6)	3)	⑥	ア		ディーゼル 300kVA 屋内設置型とありますが、屋外に設置してもよろしいでしょうか。また、燃料小出槽はハウス型としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、屋内設置とします。燃料小出槽については、事業者提案とします。
24	自家発電設備	26	2	1	(6)	3)	⑥	アカ		カ：燃料消費量 50 リットル/時間未満は一般発電機出力に対して 225kVA 相当ですが、ア：容量 300kVA 以上となっており技術的に対応不可能です。燃費を優先し、50 リットル/時間で提案しますがよろしいでしょうか。	発電機容量については、300kVA 以上とする指定を変更し、燃料消費量が 50 リットル/時間未満となるよう、事業者による提案とします。なお、容量については、非常用電源対応機器(高圧ガス保安電力、電気錠制御盤、ネットワーク機器及び防災用設備や停電が不可能な研究設備【別表 1、2】)、共用部に適宜設けた非常用コンセント等の負荷容量を考慮し、選定してください。
25	避雷設備	26	2	1	(6)	3)	⑦			避雷設備について、消防法上の危険物の指定数量が 10 倍以上となると、保護レベル I の危険物施設とする必要があります。危険物の指定数量は 10 倍未満と考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
26	テレビモニタ	30	2	1	(6)	3)	⑮	ク		テレビモニタに表示する内容を太陽光発電電力等のみとし簡素化してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
27	屋外埋設用排水配管	30	2	1	(6)	4)	①	ウ		屋外埋設用排水配管の使用配管材料はリサイクル配管ではなく汎用品を採用してもよろしいでしょうか。	よろしい。なお、リサイクル配管の強度、信頼性を勘案し、屋内、屋外共にリサイクル配管の使用は不可とすることとします。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問内容	回答
28	実験機器の稼働率	31	2	1	(6)	4)	②	キ		実験機器の稼働率を現状想定値で見込んでよろしいでしょうか。	現時点における、過去の実績も踏まえた空調機能力の選定にあたる実験機器の稼働率は80%とします。但し、実施設計時の利用者からのヒアリングにおいて、個々の実験機器の稼働率を踏まえ、空調機能力の再選定をするものとしませ
29	配管材質	34	2	1	(6)	4)	⑫			特殊ガス配管の窒素、圧縮空気、アルゴン用の配管材質をお教えてください。	特殊ガスの管材は、SUS304 (BA管) 「JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管」とします。
30	エレベーター	35	2	1	(6)	4)	⑮	エ	e	「人荷用は重量物運搬のため、かご内寸法間口 1500×奥行 2500」とありますが、福利厚生棟に設置するエレベーターに該当すると考えてよろしいでしょうか。	重量物運搬用の人荷用エレベーターは教育研究棟に該当します。なお、福利厚生棟のエレベーターは乗用(一般)仕様です。内容を明確にするため、要求水準書本文の変更を行いますので、詳細は、本質問回答書の後にある〈要求水準書及び要求水準書 別表の変更事項 No.6) を参照ください。
31	階段室セキュリティ	36	2	1	(8)	2)	①			1回目質疑回答において、階段部分には原則としてセキュリティラインを設けない、ということですが、研究・実験室フロアの階段室(直通階段)にもセキュリティラインを設けないということでしょうか。	お見込みのとおりです。但し、当面の運用上、セキュリティラインを設ける必要はありませんが、将来簡易な改修でセキュリティラインを設けられるようなゾーニング計画としてください。
32	IC カードリーダー	37	2	1	(8)	2)	⑦	ウ		IC カードリーダーの設置箇所について、「特殊な諸室の出入口扉。詳細は【別表 1、2】による。」とありますが、別表 1,2 に記載がありません。設置が必要な室を教えてください。	【別表 2】への記載漏れですが、設置が必要となる特殊諸室は、1階サーバー室となります。
33	廊下幅員	39	2	2	(1)	3)	①	ア		廊下の幅員について、主要廊下の有効幅は 2.2m 以上とありますが、用途や交通量、平面計画を考慮し、2.2m 以下となる廊下を計画してもよろしいでしょうか。	メインの廊下は 2.2m 程度確保するものとしませんが、用途や交通量、平面計画(両側居室か否か)を考慮し、安全性、快適性を踏まえた適切な廊下幅について、事業者による提案を可能とします。
34	振動シミュレーションについて	42	2	2	(1)	3)	⑪	ク		空調機等の振動に…との記載がありますが、地下鉄や前面道路交通振動の実測値データや想定すべき数値等がございましたらご教示いただけますでしょうか。	地下鉄や前面道路交通振動の実測値データ等はありません。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問内容	回答
35	振動シミュレーションについて	42	2	2	(1)	3)	⑩	ク		空調機等の振動に…との記載がありますが、地下鉄や前面道路交通振動の実測値データや想定すべき数値等をご教示いただいた場合でも、いただけない場合でも、入札後に振動シミュレーションを実施することによりよろしいでしょうか。	よろしい。
36	費用の負担	62	3	2	(8)	2)				「(8)費用の負担 2)「管球並びに衛生消耗品～大学より支給する」とありますが、「非常灯・誘導灯の管球」も「管球」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、管球と器具本体が一体型のもの、管球が特殊であり、大学が通常では購入できないものは、支給の対象外とします。また、取替対象である管球が廃番となり、入手困難な場合は、事業者にてリニューアル器具本体の設置を行うこととし、その器具の管球は大学が支給するものとします。
37	その他留意事項	62	3	2	(9)	3)				「(9)その他留意事項 3)「入札説明書【主に要求水準書】に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模に係わらず全て事業者が行う業務の範囲とする」とありますが、丁寧な維持管理業務を実施し機能を保持しているにも拘わらず、15年以内に法定更新が義務付けられているもの（消火器・メーター類）や消耗資機材と思われるもの（設備中央監視盤・自火報受信機・監視カメラシステム・電気錠管理システムのハードディスク）に関しましては大学負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲とします。但し、大学の責任による故障や、大学の事情により更新が必要となる場合は、大学の負担とします。なお、消火器は、【資料 20】工事区分表のとおり、大学による設置・更新となります。
38	事業者が保守する植栽範囲について	68	3	5	(1)	4)				業務の対象範囲として、4)植栽全般（既存の樹木の保存含む）と記載がされております。前回質疑回答資料の【資料 38】既存植栽図面に記載されている植栽全てが対象になるのでしょうか。それとも、事業者の対象範囲は、【資料 40】維持管理業務範囲（外構）の植栽のみ、という認識で宜しいでしょうか。	植栽の維持管理業務範囲は、【資料 40】維持管理業務範囲（外構）のとおりです。なお、業務範囲外であっても、本事業で整備した植栽に限り、事業期間内に枯れ死した植物の取り替えは、本事業範囲内となります。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問内容	回答
39	ゴミ集積スペース	70	3	6	(3)	3)				各階ゴミ集積スペース、各棟ゴミ集積場は、室ではなくあくまでスペースを計画すればよろしいでしょうか。	よろしい。なお、設置スペースには目隠し等、意匠上の配慮を行ってください。事業者の提案として、室として設ける計画も可能であり、その場合は、外部からの出入ができることが必須です。(想定するスペースの大きさは、質疑回答1回目で示したとおりです。)

< ④ 要求水準書 別表等に関する質問 >

番号	質問項目	別表番号	資料	参考	○	段	-	-	-	質問内容	回答
40	ロッカースペース	1								ロッカースペースは学生用最大360名程度とのことですが、室として設けるのではなく、廊下の一部の壁面にロッカーを設置するスペースを計画でもよろしいでしょうか。また、ロッカーのサイズですが(W245×D343×H254)/人程度の大きさでよろしいでしょうか。	室として設けることを想定していますが、廊下の一部にロッカースペースを設ける計画も可能とします。但し、廊下の一部にロッカースペースを設ける場合、ロッカー使用時において、避難経路としての有効通路幅を確保することが必須です。想定するロッカースペースは、ロッカーサイズ(W900mm×D400mm×H1800mm/台(3列6段))が20台とします。
41	サーバー室	1								通し番号No. 38(サーバー室)をOAとする、とのことですが、OAの高さに指定はありますか。	H300mm程度を想定しています。
42	設備室			○						設備室を室内に設けると床面積の合計を+2%以内に抑えることが困難です。屋外に設置できるものは極力屋外設置としてよろしいでしょうか。	原則、屋内設置としますが、機器の搬出入や意匠上の配慮等が十分になされる場合は、屋外設置の提案も可能とします。但し、受変電設備、自家発電設備は、屋内設置が必須とします。なお、建物全体の延床面積について、求める諸室、諸機能を満たす上で必要な場合は、+2%の範囲を超える提案を行うことを可能とします。

番号	質問項目	別表番号	資料	参考	○	段	-	-	-	質問内容	回答
43	寄付施設 B			○						2階寄付施設B（ホール）について、独立したホワイエ空間は必要でしょうか。また、ステージの大きさ（W11000×D4000×H500）は必須でしょうか。	ホワイエ空間は必須です。ステージの大きさは、部屋の形状やホール・講義室としての使い勝手を考慮し、事業者提案を可能とします。また、部屋の形状についても、現状の横長形状が必ずしも最善ということではなく、ホワイエからのアプローチのしやすさを含め、ホール・講義室としての使い勝手を考慮し、事業者による提案とします。
44	各室レイアウト			○						1～3階各エリア内各室のレイアウトについて、居室内に小部屋を配置してよろしいでしょうか。	原則各部屋に対して、廊下よりアプローチできることが望ましいが、同一の研究室や、【別表2】で参考配置を示しているものについては、小部屋での検討も可能とします。
45	共用部什器備品		20							資料20 工事区分表において、机・椅子等は事業対象外となっておりますが、今回事業計画範囲内の共用部に設置する什器備品について、すべて事業対象外と考えてよろしいでしょうか。例えば、リフレッシュスペースに置くテーブルや椅子について、コミュニケーションの向上を促す家具を提案する場合でも、什器備品は事業対象外でよろしいでしょうか。	什器備品は事業対象外です。提案書において、什器等を含めた提案がある場合であっても、このとおりです。
46	福利厚生棟における更新・修繕について		20							資料20. 工事区分表にて事業対象としている機器の修繕や更新については、事業者の対応業務と認識しておりますが、事業者範囲の中に生協様の運営に影響をうける項目が多々ございます。共用設備等に該当しないもの（専有設備に該当するもの）については、生協様にて実施・負担するとして頂けないでしょうか。	福利厚生棟（民間付帯施設を除く）の修繕・更新業務については、本質問回答書の後にある〈要求水準書及び要求水準書 別表の変更事項No.9,10〉にあるとおり、本事業の対象範囲外とし、大学の負担による修繕・更新を行うものとします。

番号	質問項目	別表番号	資料	参考	○	段	-	-	-	質問内容	回答
47	運營業務開始日		41		5	中段				質問回答書（1回目）No.272に「4月30日までに終了できるよう、3月1日以前に工事を実施する場合については、協議に応じます。」とございますが、協議の上、3月1日以前に工事をおこなうことになった場合には、借地料の発生は、内装工事開始日という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。早期に工事する可能性がある場合については、提案書にその旨や予定を記載してください。なお、早期に工事することによる配点への影響はありません。
48	民間付帯施設事業の実施条件補足資料		41		5					①（合築・BOT方式）により行なう場合の土地貸付契約日と賃料発生日がともに2023年3月1日となっておりますが、定期借地権契約は建物の引渡しを受ける日から開始されるものと思料します。従いまして契約日および賃料発生日は2023年2月28日になるものとの理解でよろしいでしょうか。	BOT方式では建物の引渡を受けません。記載の日程は基本的な予定であり、契約日は協議により決定します。賃料発生日は利用を開始する日（内装工事等を開始する日）となります。
49	名古屋大学自家用電気工作物保安規程（抜粋）		42							資料42.名古屋大学自家用電気工作物保安規程（抜粋）の別表、点検・測定及び試験の基準に、点検内容や頻度の記載はありますが、項目‘日々点検’については、貴大学（電気主任技術者）にて実施、あるいは、保安規程の一部見直しにて対応頂き、毎日の点検は実施しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。（本施設は非常駐想定で計画・予算取りをされていると認識しております。）	別表にある日々点検は、建物使用者が行うこととしております。そのため、本学の教職員、事業者にて実施することとなりますが、事業者による毎日の点検を義務付けるものではありません。事業者は、維持管理業務等を行う際に、業務に関係する箇所の照明設備、コンセント設備等に異常がないかを確認する等の外観（目視）点検を実施する必要があります。

< ⑤ 落札者決定基準に関する質問 >

質問無し

< ⑥ 基本協定書案に関する質問 >

質問無し

< ⑦ 事業契約書案に関する質問 >

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙番号	質問内容	回答
50	割賦債権確定後の第二期整施設整備の遅延	14	4	6	40	2			割賦債権の全額が、第一期整備分の引渡し日（2023年2月28日）に確定するとのことですが、第二期整備分の引渡し（2023年9月30日）が遅延した場合にも、割賦の支払いの留保は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	原則、第二期の完成をもって割賦の支払いを開始するものとします。但し、大学の事由により第二期整備分の引渡しが遅延した場合は、完成した第一期整備分のみ支払いについて、協議することとします。

< ⑧ その他に関する質問 >

番号	質問項目	-	-	-	-	-	-	-	質問内容	回答
51	1階設備室の搬入扉 サイズについて								【資料35】1階設備室の搬入扉にサイズ等の規定がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	サイズに規定はなく、事業者提案とします。設置する機器の寸法や更新する際の搬出入において支障がないサイズであればよいものとします。

質問回答 以上

＜ 要求水準書 及び 要求水準書 別表の変更事項 ＞

要求水準書 及び 要求水準書別表 について、以下の通り変更します。

番号	該当箇所	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	変更内容
1	教育研究棟の建物延床面積について	10	1	2	(8)	2)	②			<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 なお、建物全体の延床面積（民間附帯施設分の面積は除く）は、±0%～+2%の範囲内とする。</p> <p>〈変更後（アンダーライン部分を追記）〉 なお、建物全体の延床面積（民間附帯施設分の面積は除く）は、±0%～+2%の範囲内とする。ただし、求める諸室、諸機能を満たす上で必要な場合は、+2%の範囲を超える提案を行うことも可能とする（ただし、面積の増に伴う事業費の見直しは行わないものとする）。</p>
2	福利厚生棟の建物延床面積について	10	1	2	(8)	3)	②			<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 なお、建物全体の延床面積（民間附帯施設分の面積は除く）は、±0%～+2%の範囲内とする。</p> <p>〈変更後（アンダーライン部分を追記）〉 なお、建物全体の延床面積（民間附帯施設分の面積は除く）は、±0%～+2%の範囲内とする。ただし、求める諸室、諸機能を満たす上で必要な場合は、+2%の範囲を超える提案を行うことも可能とする（ただし、面積の増に伴う事業費の見直しは行わないものとする）。</p>
3	教育研究棟の建物構造について	20	2	1	(5)	1)				<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 「教育研究棟」の建物構造は、低層階は原則 SRC 造とするが、建物の高さ、形状、機能に応じて、S 造、SRC 造、RC 造、混構造の構造方式や制震等の採用も含めて合理的な構造方式を計画すること。</p> <p>〈変更後（全文を変更）〉 「教育研究棟」の建物構造は、低層階は原則 SRC 造とするが、事業者が提案する建築計画、設備計画も踏まえて、優位性、合理性を明確にした上で、他の構造形式を提案することも可能とする。ただし、提案に当たっては、大学が求める要求水準を満たすことを前提とし、耐震性の確保はもちろんのこと、振動、横揺れに対する配慮、フレキシビリティの確保、経済性等、様々な要素での比較検討を行った上で、事業者の創意工夫やノウハウを活かした最適な構造形式の提案を行うこと。</p>

番号	該当箇所	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	変更内容
4	受変電設備について	24	2	1	(6)	3)	⑤	カ		<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 民間付帯施設を独立棟とする場合は原則構外より引込むこととする。なお、「教育研究棟」または「福利厚生棟」の合築とする場合は、教育研究棟部分の受変電室より分岐することとし、それぞれ単独の変圧器を介して供給し、計量法に基づく検定済みの電力量計を設置する。なおキャンパス内は、原則として、すべて無電柱・無架線とする。変圧器容量は【別表 1、2】及び既設建物の容量などを考慮して、単相・三相共に 200kVA とする。</p> <p>〈変更後（全文を変更）〉 民間付帯施設を独立棟とする場合は原則構外より引込むこととするが、「教育研究棟」または「福利厚生棟」の合築とする場合は、教育研究棟部分の受変電室より分岐することとする。「教育研究棟」、「福利厚生棟」及び「民間付帯施設」は、それぞれ単独の変圧器を介して電力供給し、「福利厚生棟」及び「民間付帯施設」の電力系統には、計量法に基づく検定済みの電力量計を設置する。変圧器容量は【別表 1、2】及び既設建物の容量などを考慮の上、選定することとし、福利厚生棟の変圧器容量については、変圧器容量を単相・三相共に 200kVA 程度を想定する。なおキャンパス内は、原則として、すべて無電柱・無架線とする。</p>
5	電話設備について	27	2	1	(6)	3)	⑧	ア		<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 本部 3 号館 2 階電話交換機室の既設ラックに新規端子台を設け、キャンパス内既設の共同溝及び配管路を用いて本施設端子盤及び成端箱への通信線引き込み (EM-CCP0. 65-400P ケーブル) を行う。これらの変更、改修、代替等を行う場合は、事業者の負担で行うこと。</p> <p>〈変更後（全文を変更）〉 工学部 2 号館 1 階情報設備室既設端子盤及び IB 電子情報館地下 1 階弱電室既設端子盤に新規端子台を設け、キャンパス内既設の共同溝及び配管路を用いて、それぞれより通信線引き込み (EM-CCP0. 5-200P ケーブル) 1 系統ずつ計 2 系統を本施設端子盤及び成端箱へ行う。これらの変更、改修、代替等を行う場合は、事業者の負担で行うこと。</p>
6	昇降機設備について	35	2	1	(6)	4)	⑮	イウ		<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 本変更事項表末尾付表(ページ 15/15) 表 1 のとおり</p> <p>〈変更後（アンダーライン部分を変更・追記）〉 本変更事項表末尾付表(ページ 15/15) 表 2 のとおり</p>
7	昇降機設備について	35	2	1	(6)	4)	⑮	エ	c	<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 教育研究棟の乗用、非常用のエレベーター3 基については、付加仕様として群管理制御機能を有すること。</p> <p>〈変更後（全文を変更）〉 教育研究棟のエレベーターについては、付加仕様として全てのエレベーターに群管理制御機能を有すること。</p>

番号	該当箇所	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	変更内容
8	その他留意事項について	37	2	1	(9)					<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 本施設に係る施設整備業務（ア 事前調査業務、イ 設計業務、ウ 建設工事・工事監理業務、エ 解体撤去業務 ※）の水準として、約 30 万円/m²（消費税を含まない）程度を目安とした施設整備を想定している。なお、上記は施設整備費相当の上限額を規定するものではなく、大学が想定する施設整備水準（要求水準）の目安を示すために参考として示すものである。</p> <p>〈変更後（アンダーライン部分を変更）〉 本施設に係る施設整備業務（ア 事前調査業務、イ 設計業務、ウ 建設工事・工事監理業務、エ 解体撤去業務 ※）の水準として、約 34 万円/m²（消費税を含まない）程度を目安とした施設整備を想定している。なお、上記は施設整備費相当の上限額を規定するものではなく、大学が想定する施設整備水準（要求水準）の目安を示すために参考として示すものである。</p>
9	建物保守管理業務の対象について	64	3	3	(1)					<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 本事業で整備した施設の建物部分を対象とする。</p> <p>〈変更後（アンダーライン部分を追記）〉 本事業で整備した施設の建物部分を対象とする。<u>ただし、福利厚生棟の修繕・更新業務は対象範囲外とする。</u></p>
10	建築設備保守管理業務の対象について	65	3	4	(1)					<p>記載内容を下記のように変更します。</p> <p>〈変更前〉 本事業で整備した施設の建物部分を対象とする。</p> <p>〈変更後（アンダーライン部分を追記）〉 本事業で整備した施設の建物部分を対象とする。<u>ただし、福利厚生棟の修繕・更新業務は対象範囲外とする。</u></p>
11	【別表 1】各室（エリア）の要求水準について									<p>1 階クリーンルーム内に「専用 CR4 (No.177)」を新たに追加します。追加に伴い、【別表 1】各室（エリア）の要求水準を今回公表の【別表 1（変更）】に差し替えます。なお、変更内容は、表中の朱書きに示すとおりです。</p>
12	【別表 2】各室（エリア）の特殊条件等について									<p>1 階クリーンルーム内の「専用 CR4 (No.177)」の追加に伴い、【別表 2】各室（エリア）の特殊条件等に【別表 2 (No.177 追加)】シートを追加します。</p>
13	【資料 21】参考仮設計画図について									<p>北部厚生会館東側の工事用車両動線及び工事用地範囲の変更に伴い、【資料 21】参考仮設計画図を今回公表の【資料 21（変更）】に差し替えます。</p>
14	【資料 24-1】採取位置図について									<p>土壌汚染対策法の改正に伴い、【資料 24-1】採取位置図を今回公表の【資料 24-1（変更）】に差し替えます。なお、東山団地は、土壌汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地となります。</p>

〈 要求水準書及び要求水準書（別表）の変更事項 変更箇所 6 の付表 〉

表 1 変更事項 6 変更前

イ 「教育研究棟」の積載量、速度、台数等は以下を標準とする。

用途 (付加仕様)	積載量 (積載人数)	速度	停止箇所	台数
乗用 (車いす用)	1,150kg (15人)	105m/min	提案による	2台以上
非常用 (車いす用)	1,700kg (26人)	105m/min	提案による	建築基準法による

ウ 「福利厚生棟」の積載量、速度、台数等は以下を標準とする。

用途 (付加仕様)	積載量 (積載人数)	速度	停止箇所	台数
人荷用 (車いす用)	750kg (11人)	45m/min	提案による	1台以上

表 2 変更事項 6 変更後 (アンダーライン部分を変更・追記)

イ 「教育研究棟」の積載量、速度、台数等は以下を標準とする。

用途 (付加仕様)	積載量 (積載人数)	速度	停止箇所	台数
乗用 (車いす用)	1,150kg (15人)	105m/min	提案による	2台以上
<u>人荷用</u> (車いす用)	1,700kg (26人)	105m/min	提案による	<u>1台以上</u>

※建築基準法に基づき、非常用エレベーターを設置すること。なお、上記乗用、人荷用と兼用できるものとする。

ウ 「福利厚生棟」の積載量、速度、台数等は以下を標準とする。

用途 (付加仕様)	積載量 (積載人数)	速度	停止箇所	台数
<u>乗用</u> (車いす用)	750kg (11人)	45m/min	提案による	1台以上

変更事項 以上